

独立行政法人福祉医療機構 2019 年度社会福祉振興助成事業

難民が安心安全に地域社会で暮らせるための支援活動と セクターや地域超えたパートナーシップの促進

活動報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム (FRJ)



事業概要・背景

なんみんフォーラム（Forum for Refugees Japan-FRJ）は、日本に逃れてきた難民を支援する日本で唯一の NGO/団体の全国ネットワークです。2004 年に前身であるレフュジーカウンスルジャパン（Refugee Council Japan-RCJ）として設立され、2009 年に名称を変更しました。2020 年 3 月時点で、首都圏・東海・関西の 19 団体が加盟し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とも協力して活動しています。

難民受け入れと日本 —近年の動向

紛争や迫害などにより避難を余儀なくされている人は、世界中での 7000 万人を超え、過去 70 年間で最多を記録しています。日本では、第三国定住制度や、留学生としての受け入れなど、規模や方法を拡大しながら、官民それぞれのイニシアチブにより、難民の受け入れが進められてきました。第三国定住制度については、2020 年度から年間受入規模を 30 人から 60 人に拡大し、家族世帯だけではなく単身者も受け入れ、対象国をマレーシアに限定せず広くアジア地域の国とすることが決まっています。また、個別に日本に逃れ、庇護を求める難民もいます。定住が認められた人々には、中長期の在留資格が付与されることとなりますが、文化・慣習の違いや、言語のハードル、難民というレッテルなどを乗り越えて、それぞれの生活はゼロベースから築いていかなければなりません。単身で来日した父親が母国や隣国にいる家族を呼び寄せるなど、家族の再統合も多くは難しい実情があり、当事者の落胆は非常に大きなものとなっています。

なぜ難民がセーフティネットから漏れてしまうのか

個別に来日する難民の保護については、難民認定制度が 1982 年以降運用されていますが、2019 年の申請者数は 10,375 人で、そのうち難民認定を受けた人は 44 人、人道的配慮による在留許可を受けた人が 37 人で、前年 2018 年度と比べても殆ど同じ状況です。審査には平均約 2 年かかり、難民認定申請期間中は特に、非常に不安定な生活を余儀なくされ、社会的に孤立してしまう人も少なくありません。2018 年 1 月からは、難民認定申請者の就労を許可しない、在留資格を付与しない、在留資格を付与しても 6 ヶ月の在留期間を難民認定申請から半年以上付与しないといった運用が強化されてきました。これにより、当事者たちは、生計を立てられない、健康保険に入れないといった状況に直面します。生活困窮者と認められる難民申請者に対しては、外務省の所管事業として、生活支援金（保護費）の支給や、難民認定申請者緊急宿泊施設（ESFRA）の提供がありますが、支援規模としては 300～400 人に留まります。また、平均 2 ヶ月ほどかかる保護費の審査期間中に極度の困窮状態に追い込まれる人も少なくはありません。加えて、難民認定を受けると保護費は即日で停止され、再び生活が困窮してしまうなど、様々なフェーズでの生活保障の課題が指摘されてきました。

地域コミュニティで日常を送ることさえできない人たちがいます

非正規に滞在しているがために、出入国管理庁が所管する施設に収容される難民認定申請者もいます。2018年末時点で、収容施設に収容されていた難民認定申請者は229人でした。収容は長期化傾向にあり、被収容者全体で見ても、2019年6月末時点で、約80%が1年以上収容され、2～3年のケースも多数あります。先の見えない収容によるストレスや医療体制の不足により、自殺やハンガーストライキも起こっています。インターネットはなく、外部との接触にも制限がかかるため、難民認定手続きにかかる立証に向けた準備が十分に行える環境ではありません。子どものいる家庭では、親が収容されることにより、家族分離も起きています。関西地方の施設で収容されていた人が、家族や友人、弁護人、それまでの支援者から離れた、九州地方の施設に移送されてしまうこともあります。こうした収容問題に限らず、地域を横断する課題、地域特有の課題が散見されます。

こうした状況を受け、FRJでは、3つの柱を基に、日本に逃れた難民が安心安全に地域で暮らしていけるよう、公的なセーフティネットから漏れた人たちのシェルターでの受け入れを行うとともに、ネットワーク団体という役割を生かして、国際的な動向も踏まえながら、セクター、地域を越えた様々なステークホルダー間での情報共有と信頼醸成を図り、パートナーシップ促進に取り組みました。

事業1 難民・難民認定申請者の困窮を防ぐ支援と韓国での取り組みに関する勉強会の開催 — 住居支援とより良い施策に向けた関係者への情報提供

FRJは、難民や難民認定申請者が路上生活を余儀なくされたり、安全でない環境で暮らすような事態を防ぐため、個別支援を提供する団体とも協力しながら、緊急シェルターでの難民や難民申請者の受け入れを行ってきました。また、生活保障課題の社会的な解決に向け、外務省との対話を進め、2009年からの定例会議を継続するとともに、社会福祉振興助成事業として、諸外国の施策がどうであるのか、事例研究や関係機関への情報提供などを行ってきました。2019年度は、シェルターでの受け入れ継続とともに、韓国の専門家を招聘してさらなる事例研究を進めました。

難民・難民申請者のための緊急シェルターでの受け入れ

すぐに公的な生活支援を受けられない、公的施設に入居できないといった状況にある難民や難民認定申請者を対象に、月累計34名、1名あたり数ヶ月～半年程度で、緊急シェルターでの受け入れを行いました。入居者へは、地域でのごみの捨て方や、新型コロナウイルス感染拡大にあたっては、個人が実践できる感染予防策についての情報提供を行いました。必要な物品寄付も募り、寝具やタオル、歯ブラシ、洗剤、衣類などの生活消耗品を入居者へ提供することができました。入居者のほとんどは、単身日本で暮らしています。家族や親族、親しい友人らと離れて迎える年末には、シェルター内での食事会も開催しました。



多くの方が、入居されてしばらくすると生活に馴染み、他の居住者と交流しながら、日本語習得などに熱心に励む姿が見られました。一方で、不安定な自身の法的地位や、転宅後の生活、公的支援や難民認定手続きの結果や見通しについて、不安を訴える方も見られました。公的なセーフティネットが限られる中、民間シェルターでの受け入れは重要ですが、一時的な解決策であることも確かです。シェルターからの転宅も含めた個別支援については、ケースワーカーを有する支援団体とFRJとの間で確約書を結び、協力体制をとりました。個々のニーズに基づいて、どのような生活基盤を構築していけば良いのか、一時的なシェルターでの受け入れ期間中に、段階的にサポートすることが可能になりました。

生活の基盤である住居の支援は必要不可欠です。不安定な社会・経済状況から、ニーズが増えていく可能性もあります。今後も、新型コロナウイルスの感染予防にも取り組みながら、シェルターでの難民や難民認定申請者受け入れを続けて行きます。

韓国での取り組みに関する勉強会等の開催

シェルターが必要とされる背景の1つには、難民認定申請者に対する公的生活支援スキーム（保護費）の課題があります。そこで、2018年度の英国の専門家招聘に続き、2019年度は韓国から専門家を招聘し、諸外国の事例研究と、関係者への情報提供を行いました。

専門家については、韓国の難民支援団体ネットワークである KORIN (Korean Refugee Rights Network) を通じて、弁護士と NGO 職員の 2 名を招聘しました。2019 年 10 月 21 日～23 日の間に、FRJ 内部での研究会に加え、市民団体、弁護士、国際機関等を対象にした 35 名規模での勉強会や、保護費を所管する外務省への情報提供、国会議員との意見交換会など、関係アクターとの情報共有も実施しました。韓国の難民法や各種権利保障、難民認定や出入国管理にかかる行政・司法手続きやその運用を含んだ、より総合的な視点からの難民への生活・福祉支援策について学び、日本の施策との比較・分析を行うことができました。比較した情報はとりまとめ、2020 年度の公表を目指しており、日韓それぞれの施策の充実に向けて、今後も韓国関係者との情報共有と連携を行っていきます。



事業2 首都圏と地方の支援団体間の関係強化と活動の底上げ

一 地域を超えたパートナーシップの拡充

FRJは、これまで、社会福祉振興助成事業として、年に一度の全国会議を開催したり、地域間交流を行なうことにより、東海、関西、九州で活動するNGOやボランティア、弁護士、行政書士などとのネットワークを作り、地域間の連携・協力により個別支援活動の促進や、地域課題を組み込みながらの政策提言に取り組んできました。2019年度も、新たなネットワークを広げ、活動の強化に取り組みました。

難民支援者全国会議の開催

開催日時：2020年2月21日

開催会場：聖心女子大学グローバルプラザ

FRJは、2017年度より社会福祉振興助成事業の助成を受け「難民支援者全国会議」を開催しています。2019年度は「国際移住と子どもの最善の利益－日本の課題とこれから」をテーマに開催しました。

出身国を離れて暮らしている人の数は2019年に2億7200万人を越え、世界人口の3.5%を占めるといわれています。世界の難民の半数以上も、18歳未満の子どもたちです。日本にも、紛争や迫害などにより母国を追われた親と帯同する子どもや、呼び寄せられた子ども、日本で生まれた子どもや、単身で入国する子どもがいます。しかし、日本では子どもの福祉の視点に立った体系的な法制度やサービスなどが限られており、何重もの脆弱な状況におかれる子どもが少なくはありません。2017年、国連子どもの権利委員会は、移住労働者と家族の権利委員会と合同で、国際移住の文脈における子どもの人権についての二つの一般的意見（以下、一般的意見）を採択し、子どもの権利に関わる基本的原則が確認されました。日本含む子どもの権利条約の締約国が取るべき、立法上、政策上、その他適切な措置について、具体的指針が示されています。本会議では、首都圏、東海、関西、九州の各地から、難民支援団体、専門家、メディア関係者など約60名が参加し、この一般的意見を踏まえながら日本の現状と課題を確認し、どのように協力・連携を進め、どう課題解決していくかについて議論・提言の共有、意見交換を行いました。

午前の部では、子どもの権利委員会委員である大谷美紀子弁護士より、国際移住の文脈にある子どもの権利保障に関する国際的な動きと日本への示唆について基調講演をいただきました。一般的意見の作成背景や内容、日本を含む子どもの権利条約の締約国が取るべき措置などについて、お話いただきました。一般的意見には、一般的原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、意見を聴かれる権利、生命・生存および発達についての権利）およびノンフルマン原則からなる基本的原則があり、対象には、出身国に戻った子どもや親が他国に移住した子どもも含まれるほか、空間的には出身国・通過国・目的地国・帰還国が対象にあります。また、年齢に関わる取り扱い、収容の禁止や家族の再統合、分離の禁止、国籍についての権利といった具体的な国家の義務についても確認されており、これらのことを踏まえて一般的意見の周知や官民の協力・連携の必要性等について提言を共有していただきました。

午後の部では、まず、日本の状況について、法的支援、福祉的支援の側面から、鈴木雅子弁護士と石川美絵子氏（日本国際社会事業団）よりコメントをいただき、その後、2つのグループに分けた分科会を2回行いました。「就学へのアクセス（分科会 A）」、「子どもに配慮した難民認定手続と支援のあり方（分科会 B）」、「母子の健康と保健（分科会 C）」、「子どもの最善の利益を考えるー在留・送還・収容について（分科会 D）」というテーマで、それぞれのテーマにかかる現状や問題点、国際的なガイドライン、実際のケースやニーズに対する対応、事業事例や今後の課題などについて、報告者より共有をいただき、支援の強化や課題解決に向けて話し合いました。分科会後は全体共有と質疑応答を行いました。



入国在留管理における「子どもの最善の利益」の保障については、議論が進んでいない現状を確認しました。子どもの年齢をどう扱うのか、家族分離がもたらす子どもの心理的負担や発達に及ぼす影響、国籍や在留資格など法的身分の不安定さのもたらす影響、子どもとしての独立した意見聴取の機会の保障など、論点が残されたままです。特に在留資格のない子どもたちの権利保障が遅れており、正確な国内の状況さえ把握することが難しい現状があります。また、児童擁護・社会的養護をはじめ、子どもや家族を巡る施策についても、国際移住の文脈にある子どもたちの状況が想定されておらず、地域の中でどこが支援を行うのか不透明です。

教育については、日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児約 16%に当たるおよそ 2 万人の子どもたちが不就学の可能性があるという 2019 年の文部科学省の発表もありました。分科会 A においても、外国籍の子どもは義務教育の対象外とされており、無支援状態に置かれていることや、学齢期を超過した 15 歳以上の子どもたちの学びの場がないことなどが指摘されました。また高校未就学率は小中学校と比べ高く、高校進学ができたとしても、日本語支援の不足や、家庭の状況、学校での孤立などにも起因する、中退率の高さも挙げられました。外国にルーツを持つ子どもたちが勉強を続けていける入試制度や、学校の受け入れ体制にも地域差が見られます。在留資格が親の身分や親子関係によって影響されてしまうため、それだけで進路選択に制約を強いられる場合もあります。行政と連携しながら、子どもたちの成長と家庭への支援、学習や学校生活、高校卒業後の進路をサポートしていく活動の重要性や、取り組みの例が共有され、学校との連携に向けたポイントなども議論されました。

子どもに関連したテーマとして、分科会 C では、難民を含む外国人母子の健康を取り上げ、医療関係者や NGO から事例や問題意識を共有しました。外国人女性の妊娠・出産をめぐるのは、医療に関する知識や慣習の違いや、自身の家族観や宗教観と現実の間でのジレンマがあったり、パートナーがいない中で妊娠した場合などには出身国・民族コミュニティなどに相談しにくい実情を抱えていたり、在留資格により健康保険に入れない、安定した住居が持てないなど、当事者は孤立しやすい環境に置かれています。日本国内の妊婦の産後一年未満の死亡率の 3 割が自殺という統計もあります。フォーマル/インフォーマルな支

援リソースも地域差があるほか、親の在留状況によって健康保険に入れない子どもたちの状況、予防接種・定期検診へのアクセスなど、目の前にある出産だけでなく、出産後の子どもたちをめぐる社会課題も指摘されました。参加者の間では、関係者がいかにして援助が求められない状態にある人たちにアプローチし、個々に寄り添い、それぞれの専門性を生かして、地域のリソースを活用し支援していくことができるのか議論されました。

難民の子どもたちについては、難民認定手続きにおける権利保障も課題です。親族の迫害、子どもへのDV、徴兵・徴集、児童労働、人身取引、性的搾取等、子どもたち特有の形態の迫害も報告されています。日本では多くの場合、親とともに難民認定申請していますが、中には単身で、あるいは適切な保護者がいない中で難民認定申請を行っている事例もあります。分科会 B でも、出入国管理局による措置や対応指針がなく、他の行政機関の介入も限られたことで、より脆弱な状況に置かれた事例が報告されました。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の指針の中でも、子どもを権利行使の主体として認める一方で、後見人・代理人弁護士役割の重要性や、子どもは大人のように明瞭に陳述できないため、難民認定手続きに関わる審査官は面接・信憑性の評価について十分な訓練を受ける必要があることや、証拠の収集・提出に通常以上に審査官自身が責任を持つ必要性などが指摘されています。特に保護者や養育者のいない子どもたちについては、第一義的に政府に責務があり、児童福祉機関との調整の中で、子どもの最善の利益が考慮された難民認定手続きや、専門的なケア、そのための評価・判断の体制の構築が求められています。

出入国在留管理を巡っても、子どもの最善の利益を実現していく包括的な仕組みの構築や、それに向けた法律、ガイドライン、行政手続法など法律の建付けや各種制度を変えていく必要性が議論されました。本テーマを取り上げた分科会 D では、収容や送還による親子分離や、子どもの在留特別許可や送還数など、実態把握に向けや統計、データが不足していることも課題として指摘されました。また、退去強制手続きや在留資格にかかる手続きの中で、子どもたちは親に付属するものとしてのみ扱われていることや、意見・意思表示の場が持たれていないこと、当局の判断基準が明確でないことなどが問題点として挙げられました。国際移住の文脈にある子どもたちについて、専門家を交えた省庁横断的な検討を政府に求めたり、国内外への継続的で戦略的な情報発信など、どのようなアドボカシーを進めていくべきかについても活発に議論されました。

終日の会議を通して、教育、医療、出産・育児、国籍や在留資格などの法的地位など、それぞれの側面から、全国的な課題や地域ごとの課題、それに対する取り組みの事例、今後に向けたより具体的な提言を関係者間で共有することができました。会議後のアンケートからも、テーマや連携活動の重要性に関する参加者の理解や関心の深まりが確認されました。FRJは、難民支援に関わる市民団体のネットワークとして、その専門性を活かしながら、国際移住の文脈にある子どもたちへの支援や政策議論に対し、今後も様々なステークホルダーを繋げる活動や、各地の活動に対するキャパシティビルディング、難民の子どもたちにかかる情報提供や提言などによって、貢献していくことを目指していきます。

■ 参加者の声（例）

- ・ 子ども権利の一般的意見について、世界的な動きを体系的に学べて有意義であった。
- ・ 就学のアクセスについて、数多く具体的な事例があり、外国に繋がる子どもたちの抱える様々な問題を知ることができた。
- ・ 外国人を雇用している企業とも連携することが必要であると思った。
- ・ 妊婦の抱える深刻な問題など、現場を経験してきたからこそ分かる方々（支援・医療）からの視点や意見が学べてよかった。
- ・ 子どもの視点から日本の難民制度について考える機会がなかったので大変勉強になった。
- ・ 現行の難民認定・収容・送還システムについて多くを学び、参加者皆さんと意識を共有でき、よかった。

地方で活動する支援団体との意見交換

■ 愛知での意見交換（7月・1月）

2019年7月に1名（日本国際社会事業団）、2020年1月に2名（難民支援協会、FRJ事務局）が首都圏から愛知県を訪問し、東海地域の弁護士や支援団体と意見交換を行いました。第一回目（7月）は、今後拡大される日本における第三国定住について取り上げ、13名が参加しました。政府、NGO、国連機関の間での難民の第三国定住に関する三者協議「ATCR（Annual Tripartite Consultations on Resettlement）」での議論を含む国際的動向、これまでの国内の第三国定住難民受け入れ事業の実施状況、地域受け入れ・定住の文脈での課題を共有し、今後のより良い第三国定住難民の受け入れについて議論し、考える機会を持つことができました。2回目は、愛知県一宮市で困窮者支援に取り組む「のわみ相談所」から、ローカルなネットワークや資源を生かした住居や自立支援について、現地（東海地域）および首都圏で活動する難民支援団体関係者5名が学ぶことができました。また、同時に難民支援についての情報共有を行う機会にもなり、難民支援団体にとっても新しい連携先の開拓に繋がりました。



■ 大阪での意見交換（12月）

大阪では、過去年度に首都圏の情報を共有する形でセミナーも開催してきましたが、相互の実践共有をする意見交換は初めての取り組みとなりました。12月に、首都圏から2名（日本国際社会事業団、FRJ事務局）が訪問し、関西を拠点として活動するRAFIQ在日難民との共生ネットワークの関係者7名と仮放免中の難民認定申請者への住居・教育・医療支援について意見交換を実施しました。首都圏には、日本に逃れた難民の大多数が暮らす地域として、社会的リソースの多さや多様な支援実践の積み重ねなどありますが、それらが限られる関西地方では、より地域に根付いた支援や連携・協力、市民の関わりが強固であることがよりクリアになりました。FRJ事務局は意見交換会翌日の、大阪での難民支援に関わるNGOやボランティアが企画するイベントにも参加しました。FRJには、強みを生かした地域での支援活動のサポートや、首都圏においてもより地域やコミュニティに根付いた支援活動をサポートする役割が求められています。

長崎・福岡での意見交換（12月・3月）

FRJは難民支援にかかる全国ネットワークですが、九州からの加盟団体はまだなく、九州の外国人支援者ネットワークである、移住労働者と共に生きる・ネットワーク九州を通じて、九州地方との関係を強化してきました。2018年度に引き続き、長崎県大村市および福岡県福岡市を訪問しました。首都圏より、長崎県へは12月に2名（難民支援協会、アフリカ日本協議会）を派遣し、福岡へは3月に2名（難民支援協会、FRJ事務局）を派遣しました。弁護士や行政書士、支援団体との意見交換を実施するとともに、ネットワークが主催する入国管理局との意見交換にも参加しました。継続して訪問できたことで、関係をさらに強化することができました。2箇所とも、昨年度と同じ訪問者も含めて訪問することで、顔の見える関係ができてきています。意見交換では、入管収容の問題を中心に議論を行い、必要な情報共有だけでなく、具体的な支援活動の連携に向けた動きに繋がっています。

事業3 日本の難民受け入れに関するシンポジウムの開催

一 社会全体で取り組みに向けた、日本の中の多様なアクターへの働きかけ

地域的なつながりだけでなく、セクターや専門分野を超えた、当事者も含めた社会全体での取り組みにより、難民の受け入れを進めていこうという動きが、国際的に広がっています。

2018 年末、国連総会の本会議で「難民に関するグローバル・コンパクト」(以下、GCR) が、193 の国連加盟国のうち、180 か国以上の賛成を受けて採択されました。GCR には法的拘束力はありませんが、世界のほとんどの国が賛成した今回の「決議」に沿って、今後国際社会は新たな難民支援の指針として着実に履行していく責任を負ったといえ、日本も例外ではありません。GCR のフォローアップのため、4 年に一度、閣僚級会合「グローバル難民フォーラム (GRF)」も開催されることが決まりました。第一回 GRF は 2019 年 12 月にジュネーブで開催され、日本からも官民複数名が参加しました。

GCR では、難民の受け入れに当たっては、国家だけではなく社会全体による責任の分担が必要だとされました。これまで以上に多様なアクターの参画により、難民問題の解決への新しい道が模索されることが期待されています。日本においても、セクターや地域を超えた社会全体での取り組みどのように進むのかが問われるフェーズにきています。FRJ では、日本の難民受け入れにかかる GCR・GRF の意義や今後の取り組みについて、関係する国内アクターが集い、議論する場として、シンポジウム「難民に関するグローバル・コンパクトを通じて考える、日本における難民受け入れ」を開催しました。

■ シンポジウム開催概要

開催日時：2020 年 2 月 22 日

開催場所：岐部ホール (東京都千代田区)

参加者：難民当事者、研究者、企業、メディア、国際機関、支援団体など約 68 名

第一部では、最初に、オンラインで参加したアジア太平洋の権利ネットワーク (APPRN) より、日本で当事者の更なる参加や関心が高まってほしい、日本の市民社会には国際社会でのキープレイヤーとなってほしいといった期待が共有されました。その後、GCR が必要とされた背景や策定目的、フレームワークなどを確認の上、GRF 参加者報告を行いました。また、FRJ は、日本 UNHCR・NGO 評議会 (J-FUN) の有志として、GRF 前の 11 月に、社会全体の取り組みの第一ステップとして、政府関係者も交えたマルチステークホルダー・コンサルテーションを開催しており、その動きについても共有しました。

2019 年 12 月の GRF へは、国連加盟国、国際機関、NGO を含む約 3 千人が出席し、世界 80 カ国以上から首脳級や代表等が参加しました。3 日間の間に、各国からの発言が順番に行われ、日本からは鈴木馨祐外務副大臣が発表を行いました。第三国定住による難民の受入の拡大やシリア人留学生に対する教育機会の提供等の取組とともに、国際協力機構 (JICA) の参画などが説明され、前述のマルチステークホルダー・コンサルテーションの開催も紹介されました。また、東京オ



オリンピック・パラリンピック競技大会への難民選手団の参加を歓迎し、日本のみならず世界中の人々に対し難民問題への関心を喚起する機会としたい旨も発表されました。会議全体について、NGO 参加者からは、社会全体でのアプローチを促すべく、幅広いステークホルダーを巻き込む工夫がなされたり、プレッジ（公約）も多く行われていたけれども、そのさらなる発展や相互作用を促す仕掛けには、いくつかの課題が指摘されました。また、大きな特色として、今回難民当事者およそ 80 人が参加しており、これまでの国際会議と比べ、当事者の登壇とそれに関する議論が非常に進んだこと挙げられました。GCR には法的拘束力はないが、他の国際合意のように、広く社会一般に浸透していく可能性も改めて指摘され、これからの市民社会のアクションの重要性や方向性などが、後半のパネルトークで議論されました。

第二部では、3つの分科会に分かれ、最後に全体議論を行いました。分科会1は「そもそも GCR とは何か？」と題し、第一部よりさらに詳細な GCR や GRF の紹介を行い、その意義や課題に加え、実際の日本からのプレッジ等も今後に向けて共有・議論しました。分科会2は「難民の教育と就労」をテーマに、当事者と NGO が共同で登壇し、進学や就労について、それぞれの現状や課題解決に向けた提案を共有し、後半は、それぞれの役割・知見からの取り組みや課題の共有や、好事例を進めていくにはどうしたら良いのかについて、就労と教育にわかれ、少人数でのグループディスカッションを行いました。分科会3では「難民と共に生きる社会とは？」として、進行役からの導入や当事者からの問題提起を踏まえながら、日本の地域社会、社会全体でと、それぞれどのようなイメージ、相互理解の現状があり、どのような変革が求められているのかについて、全体でのディスカッションを行いました。

シンポジウムの最後には、分科会の報告と全体議論を行いました。今後、情報共有にとどまらず、シンポジウムを契機とした継続的なフォローアップを求める声も上がりました。GRF は今後も 4 年に 1 度開催されます。FRJ では、GCR にかかる国際的な動きとそれに対応した日本での取り組みについて、すでに関心を持つステークホルダーとの間で情報発信・共有を続けていくことを決定しました。また、シンポジウムについては、報告書のとりまとめと発表を予定しています。引き続き、ネットワークをどう維持・発展させていくかや、今回参加が実現できなかった政府や自治体の関わりについて、検討と取り組みを進めていきます。

■ シンポジウム参加者の声（例）

- ・ 国連の活動が市民にあまり理解されていない中、今回のシンポジウムは意義があった。
- ・ 難民である人の発言を直接、同一空間で実体験できることは非常に意味がある。
- ・ 活動の活力は直接的に難民を「知る」ことから生まれる。その機会に感謝します。
- ・ 難民という言葉の使い方に難しさを感じる。お互いの心の中の壁をどう払拭するのか。
- ・ 社会全体の認識を高めるために、教育活動にできることが大いにあると思いました。
- ・ 日本の政策立案者と難民支援団体・研究者、そして一般市民とのセッションを開催し、日本にいる難民・難民申請者に利益をもたらす行動を考えることを期待したい。